

指定管理者の選定結果

笠間市いこいの家はなさかに係る指定管理者選定結果

1 施設概要

- (1) 名称 笠間市いこいの家はなさか
- (2) 所在地 笠間市橋爪586番地4
- (3) 設置目的 住民の健康増進や地域の交流など住民の癒しの場として便宜を総合的に寄与し、もって福祉の増進を図る。
- (4) 設置根拠 笠間市いこいの家の設置及び管理に関する条例
- (5) 施設概要 大浴場、大広間、休憩室、多目的室等
- (6) 施設所管課 福祉部 社会福祉課

2 主な募集内容

- (1) 指定期間 平成29年4月1日から平成34年3月31日まで
- (2) 管理運営業務 ①いこいの家の施設等の運営及び維持管理に関する業務
②施設の利用料金の徴収及び経理に関する業務
③バスの運営及び維持管理に関する業務
④その他、市長が必要と認める業務
- (3) 管理経費 管理運営業務の対価として指定管理者に対して年度協定書において定めた指定管理料を支払う。

3 募集経過

- (1) 募集概要 公募・非公募の別 公募
- (2) 募集結果 申請団体 株式会社セイウン
(受付順) 東京美化株式会社

4 選定経過

施設所管課による選考の後、笠間市公の施設指定管理者選定審議会で審議を行い、施設所管課の選考結果や審議会の審議結果を踏まえて指定管理者候補者を選定した。

(1) 選定基準

募集要項で提示した、選定基準と各選定基準における審査項目及び基準点は次のとおり。

審査項目		基準点
① 指定管理業務の実施に係る計画書による施設の運営が利用者の平等利用を確保することができるものであること。	利用者の平等利用が確保されているか。	30
	利用者本位のサービスが提供されているか。	
② 計画書の内容が施設の効用を最大限に発揮させるものであること。	施設の設置目的や性格を十分理解した計画の内容か。	20
	適切な施設の維持管理が確保されているか。	
	利用者の増に向け適切な計画を有しているか。	

③	施設の管理に係る経費の縮減が図られるものであること。	効率的な管理運営が行われるか。	20
		安定した経営基盤を有しているか。	
④	計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。	効果的・効率的な管理運営の体制か。	30
		収支計画は妥当か。	
		運動施設又は類似施設における相当の知識又は管理実績を有しているか。	
		指定管理業務に必要な相当の知識及び経験を有する適切な人材を確保しているか。	
合 計		適切に個人情報管理できるか。	100

(2) 施設所管課の選考

申請書類審査、申請団体からのヒアリング等により、選定基準に基づいて評価を行った。

(3) 笠間市公の施設指定管理者選定審議会の審議

ア 審議会概要

① 日 時 平成28年10月11日(火)

午後1時30分から午後3時30分まで

(施設所管課による施設概要説明：平成28年9月28日(水)実施)

② 場 所 笠間市役所 教育棟2階 2-2会議室

③ 審議会委員 別添「笠間市公の施設指定管理者選定審議会委員名簿」のとおり

④ 審議委員 7名

イ 審議経過

申請書類審査、申請団体によるプレゼンテーション、申請団体に対する質疑、施設所管課による選考の説明及び施設所管課に対する質疑の後、選定基準に基づき、各委員において総合的な評価を行った。

ウ 審議会の判断

笠間市いこいの家はなさかは、住民の健康増進や地域の交流など住民の癒しの場として便宜を総合的に寄与し、もって福祉の増進を図ることを目的としている。

指定管理者候補者の選定に関する審議に当たっては、設置目的に則して施設所管課において定めた選定基準(募集要項に提示)に基づいて、審議会委員各自の視点により採点及び判定を行い、笠間市公の施設指定管理者選定審議会運営要綱第4条第4項の規定により、審議会の議事は、出席した委員の過半数で決することとしているため、採点表により集計した。その結果、採点に加わった6名のうち4名の委員が、株式会社セイウンを指定管理者候補者として適当と判断した。

各団体の評価傾向

○株式会社セイウン

・選定基準12項目中「施設の設置目的や性格を十分理解した計画の内容か。」など4項目については、過半数の委員が優れていると評価した。また、「利用者の平等利用が確保されているか。」など5項目について全委員が普通以上と評価した。

○東京美化株式会社

・選定基準12項目中「利用者の平等利用が確保されているか。」など7項目について全委員が普通以上と評価した。

エ 審議会の結論

採決結果により、株式会社セイウンが指定管理者候補者として適当であると判断した。

○付帯意見

利用人数の目標値設定を再検討すること。また、燃料費の精算方法等の設定は十分協議の上、協定に明記し、指定管理料の過大な支出にならないようにすること。

5 選定結果

指定管理者候補者名	株式会社セイウン
主な選定理由	施設の設置目的である「健康増進」、「地域の交流」を理解し、新たな各世代のイベントや教室の事業計画及び他の類似施設の管理運営の知識と実績を評価したため。

6 指定管理者の指定

指定管理者候補者を、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき市議会の議決を経て、指定管理者に指定した。

施設名称	笠間市いこいの家はなさか
指定管理者	株式会社セイウン
指定期間	平成29年4月1日から平成34年3月31日まで

指定管理者の選定結果

あたご天狗の森スカイロッジほか3施設に係る指定管理者選定結果

1 施設概要

施設1

- (1) 名称 あたご天狗の森スカイロッジ
- (2) 所在地 笠間市上郷2775番地7 外
- (3) 設置目的 地域住民及び観光レクリエーションの振興に資すること。
- (4) 設置根拠 あたご天狗の森スカイロッジの設置、管理及び運営に関する条例
- (5) 施設概要 管理棟、ログハウス（宿泊棟）、バーベキュー施設等
- (6) 施設所管課 産業経済部 商工観光課

施設2

- (1) 名称 あたごフォレストハウス
- (2) 所在地 笠間市泉99番地15 外
- (3) 設置目的 地域住民の森林レクリエーションの振興に資すること。
- (4) 設置根拠 あたごフォレストハウスの設置及び管理に関する条例
- (5) 施設概要 休憩所、売店、大駐車場トイレ等
- (6) 施設所管課 産業経済部 商工観光課

施設3

- (1) 名称 あたご天狗の森野外ステージ
- (2) 所在地 笠間市泉99番地23
- (3) 設置目的 地域住民のふれあい及び各種イベントの開催の場とすること。
- (4) 設置根拠 笠間市野外ステージの設置及び管理に関する条例
- (5) 施設概要 野外ステージ
- (6) 施設所管課 産業経済部 商工観光課

施設4

- (1) 名称 フレンドリーパーク野外ステージ
- (2) 所在地 笠間市下郷4445番地1
- (3) 設置目的 地域住民のふれあい及び各種イベントの開催の場とすること。
- (4) 設置根拠 笠間市野外ステージの設置及び管理に関する条例
- (5) 施設概要 野外ステージ
- (6) 施設所管課 産業経済部 商工観光課

2 主な募集内容

- (1) 指定期間 平成29年4月1日から平成34年3月31日まで
- (2) 管理運営業務
 - ①施設等の運営に関する業務
 - ②利用者サービスに関する業務
 - ③広報に関する業務
 - ④施設設備、備品等の維持管理、保守点検、修繕に関する業務
 - ⑤事業系一般廃棄物の処理に関する業務
 - ⑥その他、目的を達成するために必要な業務
- (3) 管理経費 あたご天狗の森スカイロッジは、利用料金及び売上金等を指定管理業務に要する費用に充てるものとし、その他の施設は、管理運営業務の対価として指定管理者に対して年度協定書において定めた指定管理料を支払う。

3 募集経過

- (1) 募集概要 公募・非公募の別 公募
- (2) 募集結果 申請団体 一般社団法人笠間観光協会

4 選定経過

施設所管課による選考の後、笠間市公の施設指定管理者選定審議会で審議を行い、施設所管課の選考結果や審議会の審議結果を踏まえて指定管理者候補者を選定した。

(1) 選定基準

募集要項で提示した、選定基準と各選定基準における審査項目及び基準点は次のとおり。

審査項目		基準点
① 指定管理業務の実施に係る計画書による施設の運営が利用者の平等利用を確保することができるものであること。	利用者の平等利用が確保されているか。	30
	利用者本位のサービスが提供されているか。	
② 計画書の内容が施設の効用を最大限に発揮させるものであること。	施設の設置目的や性格を十分理解した計画の内容か。	20
	適切な施設の維持管理が確保されているか。	
	利用者の増に向け適切な計画を有しているか。	
③ 施設の管理に係る経費の縮減が図られるものであること。	効率的な管理運営が行われるか。	20
	安定した経営基盤を有しているか。	
④ 計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。	効果的・効率的な管理運営の体制か。	30
	収支計画は妥当か。	
	類似施設における相当の知識又は管理実績を有しているか。	
	指定管理業務に必要な相当の知識及び経験を有する適切な人材を確保しているか。	
	適切に個人情報管理できるか。	
合 計		100

(2) 施設所管課の選考

申請書類審査、申請団体からのヒアリング等により、選定基準に基づいて評価を行った。

(3) 笠間市公の施設指定管理者選定審議会の審議

ア 審議会概要

- ① 日 時 平成28年10月11日（火）
- 午後3時30分から午後4時35分まで
（施設所管課による施設概要説明：平成28年9月28日（水）実施）
- ② 場 所 笠間市役所 教育棟2階 2-2会議室
- ③ 審議会委員 別添「笠間市公の施設指定管理者選定審議会委員名簿」のとおり
- ④ 審議委員 7名

イ 審議経過

申請書類審査、申請団体によるプレゼンテーション、申請団体に対する質疑、施設所管課による選考の説明及び施設所管課に対する質疑の後、選定基準に基づき、各委員において総合的な評価を行った。

ウ 審議会の判断

あたご天狗の森スカイロッジほか3施設は、地域住民及び観光、森林レクリエーションの振興や地域住民のふれあい、各種イベントの開催の場として地域振興に資することを目的としている。

指定管理者候補者の選定に関する審議に当たっては、設置目的に則して施設所管課において定めた選定基準（募集要項に提示）に基づいて、審議会委員各自の視点により採点及び判定を行い、笠間市公の施設指定管理者選定審議会運営要綱第4条第4項の規定により、審議会の議事は、出席した委員の過半数で決することとしているため、採点表により集計した。その結果、採点に加わった6名全委員が、一般社団法人笠間観光協会を指定管理者候補者として適当と判断した。

一般社団法人笠間観光協会の評価傾向

・選定基準12項目中すべての項目について全委員が普通以上と評価しており、そのうち「利用者の増に向け適切な計画を有しているか。」など2項目については、全委員が優れていると評価した。また、「利用者本位のサービスが提供されているか。」など2項目については過半数の委員が優れていると評価した。

エ 審議会の結論

採決結果により、一般社団法人笠間観光協会が指定管理者候補者として適当であると判断した。

○付帯意見

利用者数の増減及び収支の変動について分析した上で、要因を改善し運営すること。また、施設長は、職員に対する人事管理や利用者に対する配慮等、指導していくこと。

5 選定結果

指定管理者候補者名	一般社団法人笠間観光協会
主な選定理由	計画書に沿った管理運営を安定して行う物的能力及び人的能力を有すると判断されるため。

6 指定管理者の指定

指定管理者候補者を、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき市議会の議決を経て、指定管理者に指定した。

施設名称	あたご天狗の森スカイロッジ あたごフォレストハウス あたご天狗の森野外ステージ フレンドリーパーク野外ステージ
指定管理者	一般社団法人笠間観光協会
指定期間	平成29年4月1日から平成34年3月31日まで

(別添)

笠間市公の施設指定管理者選定審議会委員名簿

○笠間市公の施設指定管理者選定審議会運営要綱第3条第1項第1号に規定する委員

(任期：H27.4.1～H29.3.31)

	委員名	所属・職名	備考
1	はつぎわ けいじ 初澤 啓司	民間委員	
2	はたおか ひろしげ 畑岡 宏茂	民間委員	
3	たぐち ひろこ 田口 ひろ子	民間委員	
4	にいな ひろこ 新名 寛子	民間委員	
5	すぎうら なおあき 杉浦 直昭	民間委員	

○笠間市公の施設指定管理者選定審議会運営要綱第3条第1項第2号に規定する委員（行政側委員）

	委員名	所属・職名	備考
1	くすみ しのぶ 久須美 忍	笠間市副市長	会長
2	ふじえだ やすぶみ 藤枝 泰文	笠間市市長公室長	
3	しおはた まさし 塩畑 正志	笠間市総務部長	
4	おだの きょうこ 小田野 恭子	笠間市教育委員会教育次長	